

第6章 技術（プログラム）の扱い

ここまででは貨物の判定について説明してきましたが、「第2章 該非判定の手順」でも説明しましたように、貨物だけでなく貨物に関する技術についても規制されており、該非判定する必要があります。この章では「技術」の定義、技術に含まれる「プログラム」の判定方法、及び「特例」について説明していきます。

6. 1 「技術」の定義

Q 6-1：そもそも外為法で規制されている「技術」とは何ですか？

A 6-1：外為法第25条第1項では、以下の通り「特定技術」が定義されています。

外為法第25条第1項
国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

「技術」は、「役務通達」で定義されています。その他の用語の定義も含めて、以下に示します。

役務通達（抜粋）	
技術	<u>貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。</u> <u>この情報は、技術データ又は技術支援の形態により提供される。</u>
設計	設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等の一連の製造過程の前段階のすべての段階をいう。
製造	建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立て（アセンブリ）、検査、試験、品質保証等のすべての製造工程をいう。
使用	操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理をいう。
技術データ	文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるもの又はプログラムをいう。
プログラム	特定の処理を実行する一連の命令であり、電子装置が実行できる形式又はその形式に変換可能なものをいう。
特別に設計されたプログラム	特定の装置が当初設計された機能を達成する上で必要な最小限のオペレーティングシステム、診断システム、保守システム又はアプリケーションプログラムであって、機械語で表されており、かつ、他の互換性のない装置に同じ機能をもたせる場合にこのプログラムの修正又はプログラムの追加が必要なものをいう。
技術支援	技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他の形態をとる。また、技術支援には技術データの提供も含まれる。
提供	他者が利用できる状態に置くことをいう。